

岩手大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和2年3月25日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第64条及び国立大学法人岩手大学大学院学則第41条の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項を定める。

(学部の免除該当者)

- 第2条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）により授業料等減免対象者として認定を受けた場合は、入学料を免除する。
- 2 前項による免除は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）に基づき実施をし、これらに定めのない事項についてはこの規則によるものとする。
- 3 前2項にかかわらず、本学の学部に入学者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）及び編入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請により、選考の上、入学料を免除することができる。
- 一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(研究科の免除該当者)

- 第3条 本学大学院の研究科に入学者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）であって、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、本人の申請により、選考の上、入学料を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合には、本文の規定にかかわらず、本人の申請により、選考の上、入学料を免除することができる。
- 一 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(学部の免除該当者の申請)

- 第4条 第2条第3項の該当者であって、入学料の免除を申請しようとする者は、次の各号の区分による書類を所定の期間内に提出しなければならない。
- 一 入学料免除申請書（家庭調書）
 - 二 所得証明書
 - 三 学資負担者の死亡による場合は、死亡したことの証明書
 - 四 風水害等の災害による場合は、罹災証明書

五 その他必要と認められる証明書及び資料

(研究科の免除該当者の申請)

第5条 第3条の該当者であって、入学料の免除を申請しようとする者は、次の各号の区分による書類を所定の期間内に提出しなければならない。

- 一 第3条本文の規定により申請する場合
 - ア 入学料免除申請書(家庭調書)
 - イ 所得証明書
 - ウ その他必要と認められる証明書及び資料
- 二 第3条ただし書の規定により申請する場合
 - ア 前号に規定する書類
 - イ 学資負担者の死亡による場合は、死亡したことの証明書
 - ウ 風水害等の災害による場合は、罹災証明書
 - エ その他必要と認められる証明書及び資料

(免除の額)

第6条 第2条第3項及び第3条で規定する入学料の免除の額は、原則として、その全額、半額又は4分の1とする。

(免除の総額)

第7条 第2条第3項及び第3条で規定する入学料免除の総額は、学長が別に定める額以内とする。

(徴収猶予)

第8条 学部及び研究科に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の申請により、選考の上、入学料の徴収猶予をすることができる。

- 一 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の申請)

第9条 前条の該当者であって、入学料の徴収猶予を申請しようとする者は、次の各号の区分による書類を所定の期間内に提出しなければならない。

- 一 前条第1号の規定により申請する場合
 - ア 入学料徴収猶予申請書(家庭調書)
 - イ 所得証明書
 - ウ その他必要と認められる証明書及び資料
- 二 前条第2号及び第3号の規定により申請する場合
 - ア 前号に規定する書類
 - イ 学資負担者の死亡による場合は、死亡したことの証明書
 - ウ 風水害等の災害による場合は、罹災証明書
 - エ その他必要と認められる証明書及び資料

(入学料免除不許可者による徴収猶予の申請)

第10条 入学料の全額を免除されなかった者は、判定結果を本学が告知した日から14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

(徴収猶予の期間)

第11条 第8条及び前条における徴収猶予の期間は、4月入学者は9月末日まで、10月入学者は3月末日までとする。

(選考及び許可)

第12条 学長は、第4条、第5条及び第9条に基づく申請があった場合に、別に定める基準により選考の上、許可する

(申請の取消)

第12条の2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者が、入学料の免除を許可又は徴収猶予を許可された日までの間に、懲戒処分の対象となる行為を行った場合は、前条の手続きに準じて申請を取り消す。

(入学料免除及び徴収猶予が不許可となった場合の入学料の納付の時期)

第13条 入学料の全額を免除されなかった者及び徴収猶予を不許可とされた者(第10条により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除又は徴収猶予の判定結果を本学が告知した日から14日以内において学長の定める期間中に、その者に係る入学料を納付しなければならない。

2 前条の規定により入学料の免除又は徴収猶予の申請を取り消された者は、取消を本学が告知した日から14日以内において学長の定める期間中に、その者に係る入学料を納付しなければならない。

(死亡又は除籍の場合の免除)

第14条 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者が、許可又は不許可が決定するまでの間に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の全額を免除されなかった者及び徴収猶予を不許可とされた者が第13条に規定する期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 入学料の未納を理由として除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

(規定の準用)

第15条 教育学部附属特別支援学校高等部に入学する者に係る入学料の免除については、第2条、第4条、第6条、第8条から第11条まで、第13条及び第14条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成17年2月17日から施行する。

2 この規則による改正後の第4条、第5条及び第9条の規定は、平成17年10月入学

者から適用する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の2及び第13条の規定については、平成22年1月18日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。